

広島県告示第千百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和五年十一月二日までの間、縦覧に供する。

令和五年十月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道新市七曲西城線	福山市新市町大字藤尾四四八〇番一地从先から福山市新市町大字藤尾四四八〇番一地先まで	令和五年一〇月一九日